

二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第四十条（第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二十五条、第二百三十六条、第二百六十二条、第二百七十二条、第二百七十三条の九、第二百八十四条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百六十六条、第二百九十九条、第二百一十二条、第二百六十六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百三十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第四十一条（第二百三十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第二百一十五条、第二百三十六条、第二百六十二条、第二百七十二条、第二百八十四条、第二百九十七条、第二百九十八条、第二百一十二条、第二百六十六条の十二、第二百十三条の二十二、第二百三十三条の九及び第二百八十四条において準用する場合を含む。）、第九十条第二項（第二百二十五条、第二百六十二条、第二百七十七条、第二百七十三条の九、第二百八十四条、第二百九十七条、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第一百三十一条（第二百三十二条第二項、第二百六十条第四項、第二百七十三条第二項、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十三条の九及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第一百三十二条（第二百三十二条第二項、第二百六十条第四項、第二百七十七条、第二百八十四条、第二百九十七条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第一百八十九条、第二百九十条、第二百九十二条、第二百一百一十二条、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十二条（第二百三十二条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十二条の四（第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）、第二百十三条の八第四項、第二百十三条の十及び第二百十三条の十七の規定による基準。

十二 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準（第二百十条第四項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）、第五項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）、第六項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）、第七項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）及び第九項第一号

第二条

きは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるとところにより算定した額から当該指定療養

介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

十三 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第五十八条第二項において準用する法第五十九条第一項の規定により支給決定障害者（法第五十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療費に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

十四 基準該当障害福祉サービス 法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

二 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。

三 支給決定障害者等 法第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。

四 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。

五 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。

六 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。

七 指定障害福祉サービス事業者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

八 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

九 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

十 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

十一 指定障害福祉サービス等費用基準額 指

十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えると

べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

自立訓練（機能訓練）の事業、第一百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人材、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第五十五号）。以下「指定通所支援基準」という。第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十一条の七に規定する事業のみを行う場合を除く。）をい

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章、第九章、第十章及び第十一章から第六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対しても指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他措置を講ずることにより利用者に対する適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第一節 基本方針

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立つて、当該障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立つて、当該障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

1 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立つて、当該障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

う、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

（従業者の員数）

第二節 人員に関する基準

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第二百三十三条の十二及び第二百三十三条の二十一項において「指定居宅介護事業者」といふ）が当該事業を行なう事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣

が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

二・五以上とする。

二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業と同一の事業所において一体的に運営している場合においては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、当該事業所において常勤換算方法によることができる。

三 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。（管理者）

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。（准用）

第七条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第五条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。（準用）

（設備及び備品等）

第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行なうために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

（内容及び手続の説明及び同意）

第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者が当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつゝ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

1 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

2 前項の契約支給量を超過してはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。（提供拒否の禁止）

（連絡調整に対する協力）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう者が行なう連絡調整に、できる限り協力しなければならない。（サービス提供困難時の対応）

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が

通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(受給資格の確認)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十五条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たつては、利用者の心身の状況、そな環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たつては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを携に努めなければならない。(サービスの提供の記録)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、(サービスの提供の記録)

内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金額の支払の範囲等)

第二十条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金額の支払の範囲等)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益向上させるものであつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給決定障害者等に對し説明を行い、その同意を得なければならぬ。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。(利用者負担額等の受領)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

第二十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第二十四条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されるべきである。

第二十五条 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(利用者負担額に係る管理)

が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えられた介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第二十七条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第二十八条 指定居宅介護事業者は、前項の居宅介護計画に規定するサービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対する指定計画相談支援(法第五十五条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

第二十九条 指定居宅介護事業者は、第一項の居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第三十条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

第三十一条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

第三十二条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等に對し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならぬ。

が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

ができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

三 指定居宅介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に對し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

四 指定居宅介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。

第三十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第三十四条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されるべきである。

第三十五条 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十八条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

第四十条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

（介護等の総合的な提供）	（支給決定障害者等に関する市町村への通知）
第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴・排せつ・食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総務の提供を定期的に実施すること。	第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
（管理者及びサービス提供責任者の責務）	第三十条 指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させることのため必要な指揮命令を行うものとする。	2 指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
3 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行つものとする。	3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。（運営規程）	4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程（第三十五条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。	第三十三条の一 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）
一 事業の目的及び運営の方針	二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
二 従業者の職種、員数及び職務の内容	三 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。（掲示）
三 営業日及び営業時間	四 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する認める重要な事項を掲示しなければならない。（業務継続計画の策定等）
四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	五 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の運営規程に従い必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）
五 通常の事業の実施地域	六 緊急時等における対応方法
七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 その他運営に関する重要な事項	九 その他運営に関する重要な事項

（介護等の総合的な提供）	（勤務体制の確保等）
第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴・排せつ・食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総務の提供を定期的に実施すること。	第二十三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
（管理者及びサービス提供責任者の責務）	第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。（介護等の総合的な提供）	三 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の運営規程に従い必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）
（介護等の総合的な提供）	四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

第五条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。	第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たつては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいう。）を行つてはならない。（身体拘束等の禁止）
一 事業の目的及び運営の方針	二 従業者の職種、員数及び職務の内容
二 従業者の職種、員数及び職務の内容	三 営業日及び営業時間
三 営業日及び営業時間	四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	五 通常の事業の実施地域
五 通常の事業の実施地域	六 緊急時等における対応方法
六 緊急時等における対応方法	七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	八 虐待の防止のための措置に関する事項
八 虐待の防止のための措置に関する事項	九 その他運営に関する重要な事項

（介護等の総合的な提供）	（秘密保持等）
第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たつては、入浴・排せつ・食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総務の提供を定期的に実施すること。	第三十六条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得る機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
（介護等の総合的な提供）	第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行つよう努めなければならない。
（介護等の総合的な提供）	第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
（介護等の総合的な提供）	第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
（介護等の総合的な提供）	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
 (管理者)

第四十五条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
 (設備及び備品等)

第四十六条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十七条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護が第四十四条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせることを認めることは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第四十八条 第四条第一項及び第四節(第二十一
条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第
二十七条、第三十二条、第三十五条の二及び第
四十三条を除く。)の規定は、基準該当居宅介
護の事業について準用する。この場合におい
て、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは

「第四十八条第一項において準用する第三十一
条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあ
るのは、「第四十八条第一項において準用する次
条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一
条第二項」とあるのは、「第四十八条第一項にお
いて準用する第二十二条第二項」と、第二十五
条第一号中「次条第一項」とあるのは、「第四十
八条第一項において準用する次条第一項」と、

第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるのは
は「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中
「第二十六条」とあるのは、「第四十八条第一項
において準用する第二十二条」と、第三十一条
中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十八
条第一項において準用する第三十五条第一項」
と読み替えるものとする。

第四十九条 療養介護に係る指定障害福祉サービ
ス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、
利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む
ことができるよう、障害者の日常生活及び社会
生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規
則」という。)第二条の二に規定する者に対し
て、当該者の身体その他の状況及びその置かれ
ている環境に応じて、機能訓練、療養上の管
理、看護、医学的管理の下における介護及び日
常生活上の世話を適切かつ効果的に行うもの
でなければならぬ。

第五十条 指定療養介護の事業を行つた者(以下
「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を
行つた事業所(以下「指定療養介護事業所」とい
う。)に置くべき従業者及びその員数は、次
とおりとする。

一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十
号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生
労働大臣の定める基準以上

二 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助
者をいう。次号において同じ。) 指定療養介
護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の
数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、
常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数
以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法
で、利用者の数を二で除した数以上置かれて
いる指定療養介護の単位については、置かれ
ている看護職員の数から利用者の数を二で除
した数を控除した数を生活支援員の数に含め
ることができるものとする。以下同

四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービ
スの提供に係るサービス管理を行う者として
掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ
イ又は口に掲げる數

「次条第一項」とあるのは、「第四十八条第二項
と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該
当障害福祉サービスの事業について準用する場
合に限り、第四十四条中「こども家庭庁長官及
び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と
読み替えるものとする。

第五章 療養介護

第一条の指定療養介護の単位は、指定療養介
護であつて、その提供が同時に一又は複数の利
用者に対して一體的に行われるものをいう。

第二項 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業
者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)は、
専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する
者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定
療養介護の提供に当たる者でなければならない。
ただし、利用者の支援に支障がない場合は
この限りでない。

第三項 第一項第三号の生活支援員のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

第四項 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

第五項 第一項第三号の生活支援員のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

第六項 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

第七項 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施
設(児童福祉法第四十二条第二号に規定する医
療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第
五十二条第三項において同じ。)に係る指定障
害児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規
定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)
の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所
支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次
項及び第五十二条第三項において同じ。)とを
同一の施設において一體的に提供している場合
について、児童福祉法に基づく指定障害児入
所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十
二条第三項において「指定入所施設基準」とい
う。)第五十二条に規定する人員に関する基準
を満たすことをもって、前各項に規定する基準
を満たしているものとみなすことができる。

第八項 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機
関(児童福祉法第七条第二項に規定する指定発
達支援医療機関をいう。)の設置者である場合
であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の
機関において一體的に提供しているときは、指
定発達支援医療機関として適切な医療その他の
サービスを提供するのに必要な人員を確保して
いることをもつて、第一項から第六項までに規

利用者の数が六十以下 一以上
の数が六十を超えて四十又はその端数を増
すごとに一を加えて得た数以上

前項の利用者の数は、前年度の平均値とす
る。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定
数による。

二 第一項の利用者の数が六十以上 一に、利用者
の数が六十を超えて四十又はその端数を増
すごとに一を加えて得た数以上

三 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介
護であつて、その提供が同時に一又は複数の利
用者に対して一體的に行われるものをいう。

四 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業
者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)は、
専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する
者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定
療養介護の提供に当たる者でなければならない。
ただし、利用者の支援に支障がない場合は
この限りでない。

五 第一項第三号の生活支援員のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

六 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

七 第一項第三号の生活支援員のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

八 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第五十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十二条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援との同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第五十三条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第五十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護事業者は、前項の規定による記

介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十五条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額を提供した際は、支給決定障害者の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に對し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

第五十六条 指定療養介護事業者は、第五十四条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に對し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

3 アセスメントに當たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 アセスメントに當たっては、利用者に面接し

て行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に把握しなければならない。

5 サービス管理責任者は、アセスメント及びその家庭の生活に対する意向、総合的な支援の方針、日常生活の質向上させるための課題、指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる項目を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に對して交付しなければならない。

第五十七条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うこととも、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

4 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(療養介護計画の作成等)

第五十八条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支

養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに當たっては、利用者が自ら意

思を決定することに困難を抱える場合には、適

切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の

意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に

把握しなければならない。

4 アセスメントに當たっては、利用者に面接し

て行わなければならない。この場合において、

サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に

把握しなければならない。

5 サービス管理責任者は、アセスメント及び

その家庭の生活に対する意向、総合的な支援の方針、

日常生活の質向上させるための課題、指定療

養介護の内容及びその達成時期、指定療養介護

を提供する上で留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指

定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して

行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。)を開催し、当

該利用者の生活に対する意向等を改めて確認す

るとともに、前項に規定する療養介護計画の原

案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療

養介護計画の原案の内容について利用者又はそ

の家族に対して説明し、文書により利用者の同

意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指

定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成

後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行ふものとする。

サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録するこ

11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第五十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指

定障害福祉サービス事業者等に対する照会等

二 利用者の心身の状況、当該指定療養

介護事業所外における指定障害福祉サービ

ス等の利用状況等を把握すること。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行

うこと。

2 利用者管理責任者は、業務を行うに当たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上

で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるように努めなければならない。（相談及び援助）

第六十条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。（機能訓練）

第六十一条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立

を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならぬ。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第六十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利

用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ

う、適切な技術をもつて行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第六十三条 看護及び医学的管理の下における介護事業所の従業者及び業務の管理についての重要事項に関する運営規程（第七十

二条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（運営規程）

第六十四条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（緊急時等の対応）

第六十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいづれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（支給決定障害者に関する市町村への通知）

第六十六条 指定療養介護事業所の管理者は、当

該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管

理その他の管理を一元的に行わなければなら

ないため必要な指揮命令を行うものとする。

（管理者の責務）

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介

介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営

についての重要事項に関する運営規程（第七十

二条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（運営規程）

第六十八条 指定療養介護事業者は、利用者に對

し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指

定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制

を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保）

第六十九条 指定療養介護事業者は、指定療養介

介護事業所にて、従業者の勤務の体制

を定めておかなければならない。

（勤務体制の確保）

第七十条 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上

のために、当該指定療養介護事業所の従業者によ

つて指定療養介護を提供しなければならない。

（勤務体制の確保）

第七十一条 指定療養介護事業者は、利用者の使

用する設備及び飲用に供する水について、衛生

的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ず

るとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正

に行わなければならない。

（衛生管理等）

い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（非常災害対策）

第七十二条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること

にも、非常災害に関する具体的な計画を立て、非

常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなけれ

ばならない。

（非常災害対策）

第七十三条 指定療養介護事業者は、非常災害に備えて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行

わなければならない。

（非常災害対策）

第七十四条 指定療養介護事業者は、利用者の使

用する設備及び飲用に供する水について、衛生

的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ず

るとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正

に行わなければならない。

（衛生管理等）

第七十五条 指定療養介護事業所における感染症及

び食中毒の予防及びまん延の防止のための対

策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。）を定期的に行催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（感染症及び食中毒の予防）

第七十六条 当該指定療養介護事業所において、従業者に對し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（感染症及び食中毒の予防）

第七十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介

介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要

従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー

ビスの選択に資すると認められる重要な事項を掲

示しなければならない。

（掲示）

第七十八条 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項

を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超過して指定療養介護の提供を行ってはならない（定員の遵守）

（定員の遵守）

八項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

（指定短期入所の開始及び終了）

第四節 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」といふ。）は、介護を行う者の疾患その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者との他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、

指定期短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第一百十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第一百二十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受け取ることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用について

（指定短期入所事業者）

5 利用者の特性は、栄養並びに利用者の身体の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならぬ。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

（運営規程）

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定期短期入所事業者等に対し交付しなければならない。

（定員の遵守）

第一百二十二条 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定短期入所事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

4 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入れ浴させ、又は清しきしなければならない。

5 指定短期入所事業者は、その利用者に対し短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせとはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならぬ。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

（運営規程）

（准用）

第一百一十五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十八条、第七十九条、第八十七条及び第九十条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百二十三条」、第二十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百二十二条第二項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百二十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第一百二十五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定期間内に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)

の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定定期内に規定する指定短期入所生活介護事業者等の基準)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定定期内に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者等の基準)運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。)第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。(が当該事業に関する満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第一百二十二条第一項に規定する

指定短期入所生活介護事業所をいふ。)又は

指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定

介護予防居宅サービス等基準第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、

指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定居宅サービス等の数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であるこ

と。)

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用

期間における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であ

ること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサ

ービスを提供するため、指定短期入所事業所

との他の関係施設から必要な技術的支援を受

けていること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所

から必要な技術的支援を受けていること。

五 基準該当短期入所の利用者(以下「指定

短期入所の利用者の数の合計数で除して得た数

で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第一百二十五条の五 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当

福祉サービス」といふ。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当障害福祉サービスに関する特例」といふ。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当障害福祉サービス」といふ。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当障害福祉サービス」といふ。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当障害福祉サービス」といふ。)

の三分の一から九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、六人)までの範囲内とすること。

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

- 第三節 設備に関する基準**

(準用) **第一百二十九条** 第八条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

(準用) **第四節 運営に関する基準**

(実施主体) **第一百三十条** 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

(事業所の体制) **第一百三十二条** 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に隨時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならぬ。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十二条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けた障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定

重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援助及び行動援護に限る。）の提供をさせてはな

- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けた障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この命令に規定する基準を満たさなければならぬ。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第一百三十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たつては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

4 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（重度障害者等包括支援計画の作成）

第一百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包

括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

- 括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第一百三十五条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
 - 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
 - 五 通常の事業の実施地域
 - 六 緊急時等における対応方法
 - 七 事業の主たる対象とする利用者
 - 八 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第一百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条第四項、第三十三条(第一項及び第二項を除く。)から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百三十五条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百三十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百三十六条において準用する第二十条第二項」と読み替えるものとする。

第一百三十七条から第一百五十四条まで 削除

第八章 削除

第九章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの

- 能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者 (以下「**指定自立訓練(機能訓練)事業者**」といふ。) が当該事業を行う事業所(以下「**指定自立訓練(機能訓練)事業所**」といふ。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。

二 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。

一 サービス管理責任者、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)事業所に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)以下この条において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」といふ。) を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定による。

事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対する適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指

条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百五十五条及び前節（第一百六十二条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する規定

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他関係施設から必要な技術的支援を受けていくこと。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第二百六十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において

百七十二条の二の規定により基準該當自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該當児童発達支援とみなされる通り基準該當児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十三条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該當放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いのとどりとする。
一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、十八人以下とする。

事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
三十人	十九人

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。	
四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從	

基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

五 地域密着型サービス基準第六十三条若しくは
第百七十七条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満た
していること。

(準用) 第百六十二条の五 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三
から必要な技術的支援を受けていること。

め、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他
の関係施設から必要な技術的支援を受けてい
ること。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サ
ービス（自立訓練）に関する基準）

第一百六十三条の三 地域において自立訓練（機能
訓練）が提供されていないこと等により自立訓
練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に
対して病院又は診療所（以下「病院等」）基準該當
自立訓練（機能訓練）事業者（以下「事業者」）が行
う自立訓練（機能訓練）に係る基準該當障害福
祉サービス（以下この条において「病院等」基準
該當自立訓練（機能訓練）（以下「機能訓練」）と
いいう。）に関して

病院等基準該當自立訓練（機能訓練）事業者が
満たすべき基準は、次のとおりとする。

（病院等）基準該當自立訓練（機能訓練）を行
う事業所（次号において「病院等」基準該當自
立訓練（機能訓練）事業所）（以下「事業所」）の專
用の部屋等の面積を、病院等基準該當自立訓
練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して
得た面積が三平方メートル以上であること。

（二）病院等基準該當自立訓練（機能訓練）事業
所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる基
准を満たす人員を配置していること。

（イ）利用者の数が十人以下の場合 専ら当該
病院等基準該當自立訓練（機能訓練）の提
供に当たる理学療法士、作業療法士若しく
は言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職
員が一以上確保されていること。

（ロ）利用者の数が十人を超える場合 専ら当
該病院等基準該當自立訓練（機能訓練）の提
供に当たる理学療法士、作業療法士若しく
は言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職
員が二以上確保されていること。

（三）病院等基準該當自立訓練（機能訓練）を受
ける利用者に対し適切なサービスを提供す
るために看護職員を置いている指定自立訓練（生
活訓練）事業所については、前項第一号中「生
活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職
員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」
とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数
は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み
替えるものとする。この場合において、生活支
援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練
（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上と
てのこと。

（準用）

第一百六十四条 第百五十九条第二項から第六項ま
での規定は、基準該當自立訓練（機能訓練）の
事業について準用する。

第十一章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針

第一百六十五条 自立訓練（生活訓練）（規則第六
条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）
（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上と
てのこと。

をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サ
ービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」とい
う。）の事業は、利用者が自立した日常生活又
は社会生活を営むことができるよう、規則第六
条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力
の維持、向上等のために必要な支援、訓練その
他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければ
ならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第一百六十六条 指定自立訓練（生活訓練）の事業
を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事
業者」という。）が当該事業を行う事業所（以
下「従業者」という。）が当該事業を行う事業所（以
下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とい
う。）に置くべき従業者及びその員数は、次の
とおりとする。

（一）生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事
業所ごとに、常勤換算方法で、イ又はロに掲げる利
用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者
の数を十で除した数の合計数以上

（イ）ロに掲げる利用者以外の利用者

（ロ）指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生
活訓練）のうち、規則第二十五条第七号に
規定する宿泊型自立訓練に係るもの）をい
う。以下同じ。）の利用者

（二）地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行
う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ご
とに、一以上

（三）サービス管理責任者 指定自立訓練（生活
訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用
者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲
げる数

（イ）利用者の数が六十以下 一以上

（ロ）利用者の数が六十以上 一に、利用者
の数が六十を超えて四十又はその端数を増
すごとに一を加えて得た数以上

（四）便所 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自
立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓
練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問
することにより指定自立訓練（生活訓練）（以
下この項において「訪問による指定自立訓練
（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前
二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪
問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する

生活支援員を一人以上置くものとする。

（四）第一項（第二項において読み替えられる場合
を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値と
する。ただし、新規に指定を受ける場合は、推
定数による。

（五）第一項及び第二項に規定する指定自立訓練
(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定
自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する
者でなければならない。ただし、利用者の支援
に支障がない場合はこの限りでない。

（六）第一項第一号又は第二項の生活支援員のう
ち、一以上は、常勤でなければならない。ただし、利
用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（七）第一項第三号のサービス管理責任者のうち、
一人以上は、常勤でなければならない。ただし、
指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練
(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に
支障がない場合は、この限りでない。

（八）第一項及び第三項に規定する設備は、専ら當
該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供す
るものでなければならない。ただし、利用者の
支援に支障がない場合はこの限りでない。

（九）第一項及び第三項に規定する相談室及び多目的室は、利
用者の支援に支障がない場合は、兼用すること
ができる。

（十）第一項に規定する浴室内の特性に応じたものであるこ
と。

（イ）第一の居室の定員は、一人とすること。

（ロ）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（十一）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（十二）第一の居室の定員は、一人とすること。

（十三）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（十四）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（十五）第一の居室の定員は、一人とすること。

（十六）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（十七）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（十八）第一の居室の定員は、一人とすること。

（十九）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（二十）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（二十一）第一の居室の定員は、一人とすること。

（二十二）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（二十三）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（二十四）第一の居室の定員は、一人とすること。

（二十五）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（二十六）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（二十七）第一の居室の定員は、一人とすること。

（二十八）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生
活訓練）事業所においては、第一項に規定する
設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、
その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿
泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓
練）事業所にあっては、同項に規定する訓練・
作業室を設けないことができる。

（イ）第一の居室の定員は、一人とすること。

（ロ）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（シ）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（ソ）第一の居室の定員は、一人とすること。

（ハ）第一の居室の面積は、収納設備等を除き、
七・四三平方メートル以上とすること。

（ナ）浴室 利用者の特性に応じたものであるこ
と。

（オ）第一の居室の定員は、一人とすること。

立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることができるもの

四 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行なう場合には第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受け建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行つたことに伴い必要な費用

費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担せることが適当と認められるもの

六 第二項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

七 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領收証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

八 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行

い、支給決定障害者の同意を得なければならぬ。

（利用者負担額に係る管理）

第一百七十条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指

定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。

この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けたときは、当該指定決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等を受けるとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とすること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指

定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指

定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指

定通所介護事業者等の登録定員を二十六人又は二十七人（登録定員）

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（登録定員）

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは

三次条において準用する第八十八条に規定する市町村への通知に係る記録。

四 次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（准用）

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十七条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百六十条及び第一百六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、「第一百七十二条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百七十条第一項から第四項まで」と、第二十三第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百七十条第二項」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百七十条第一項から第四項まで」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十九条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三百六十日」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百七十二条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百七十二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第一百七十二条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に關して満たすべき基準は、次

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指

定通所介護事業者等の登録定員を二十六人又は二十七人（登録定員）

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（登録定員）

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは

第一百七十二条 又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（準用）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定期間内における例）

第一百七十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所等についての規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定期間内における例）

第一百七十四条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十五条及び前節（第一百六十九条及び第一百七十一条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第一百七十五条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」といふ。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」とみなす。）が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し、指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受けた利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供する利用者に対する数以上であること。

め、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定期間内における例）

第一百七十六条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所等についての規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定期間内における例）

第一百七十七条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所等が地城において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護等のうち適切なサービスを提供する場合には、当該適切なサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）を受けること等により自立訓練（生活訓練）を受けることができる（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては、十二人までの範囲内とすること。

（登録定員）

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

（登録定員）

（登録定員）

（登録定員）

（登録定員）

（登録定員）

（登録定員）

（登録定員）

（登録定員）

は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十条において準用する。

第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス（以下「指定就労選択支援」といふ。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労選択支援（指定就労選択支援事業所）等においては、十二人までの範囲内とすること。

（準用）

第一百七十三条の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第一百七十三条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」といふ。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

（准用）

（准用）

（准用）

（准用）

（准用）

（准用）

（准用）

（准用）

（准用）

第一百七十三条 第百五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（准用）

（実施主体）

（第四節）

（准用）

福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第二百十条、第二百十条の七、第二百十三条の六及び第二百十三条の十において同じ。）が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第一百七十三条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生涯支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

指定期就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第一百七十三条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの他の関係機関との連絡調整を行わなければならぬ。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、

第一百七十三条の九 第九条から第二十条まで、第十五条の二から第四十一条まで、第五十七条、第六十条、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条（第二項第一号を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条及び第一百七十条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百五十九条第一項」と、「第二十一条第二項」において準用する第八十九条」とあるのは「第一百七十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十三条第二項」、第五十七条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十五条第二項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百七十三条において準用する第百五十九条第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百七十三条の二第一項」とあるのは「第一百七十三条において準用する第十九条第一項」と、同項第十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する第八十九条」と、同項第十四条から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百七十三条の九」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する第八十九条」と、同項第十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する前条」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百七十三条の九 第九条から第二十条まで、第十五条の二から第四十一条まで、第五十七条、第六十条、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条（第二項第一号を除く。）、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条及び第一百七十条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百五十九条第一項」と、「第二十一条第二項」において準用する第八十九条」とあるのは「第一百七十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十三条第二項」、第五十七条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十五条第二項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百七十三条の二第一項」とあるのは「第一百七十三条において準用する第百五十九条第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百七十三条の二第一項」とあるのは「第一百七十三条において準用する第十九条第一項」と、同項第十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する第八十九条」と、同項第十四条から第六号まで中「次条」とあるのは「第一百七十三条の九」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する第八十九条」と、同項第十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十三条の九において準用する前条」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（準用）

第一百七十四条 第一節 基本方針
第二節 就労移行支援

第一百七十五条 第一節 人員に関する基準

この事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の九に規定する者に対して、規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第一百七十五条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員及び生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ハ 職業指導員及び生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

二 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員及び生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ハ 職業指導員及び生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

二 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員及び生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ハ 職業指導員及び生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

三 サービス管理責任者

イ 職業指導員及び生活支援員の数の区分に応じ、それぞれ又はロに掲げる数

ロ 利用者の数が六十以下一以上に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増加する。

二 就労支援員

イ 就労支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増加する。

三 サービス管理責任者

イ 職業指導員及び生活支援員の数の区分に応じ、それぞれ又はロに掲げる数

ロ 利用者の数が六十以下一以上に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増加する。

四 第三節 設備に関する基準

（認定指定就労移行支援事業所の設備）

第一百七十八条 次条において準用する第八十一条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（通勤のための訓練の実施）

第一百七十九条 第八十二条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

利用者が自ら通常の事業所に通勤することがで

の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業との同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一體的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条における「サービスの事業所」において「同一の事業所」とは、前年度の平均値とす
る。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
二 利用者の数が六十以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
三 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とす
る。ただし、新規に規定を受ける場合は、推定数による。
二 利用者の数が六十以下 一以上
（準用）
第二百六条の四 第五十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。
第三節 設備に関する基準
（設備及び備品等）
第二百六条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有することもに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
第四節 運営に関する基準
（サービス管理責任者の責務）
第二百六条の大 サービス管理責任者は、第二百六条の十二において準用する第五十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立して日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、業務を行っては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
(実施主体)

第二百六十六条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならぬ。

(職場への定着のための支援等の実施)

第二百六十六条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るために、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対し、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対しして前項の支援を提供するに当たつては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第二百六十六条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第二百六十六条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業

の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要な事項
(記録の整備)

第二百六条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を、整備しておかなければならない。

指定就労定着支援事業者は、利用者に対する記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供了した日から五年間保存しなければならない。

一次条において準用する第十九条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第五十八條第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
(準用)

第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する第二十一条第二項」とある。

次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二

において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十五章 自立生活援助

第一节 基本方針

第二百六十六条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百六十六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居と/orする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設ければならない。
7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。一一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。一一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とする。

第四節 運営に関する基準

第一百十条の二 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
第二百十条の三 指定共同生活援助事業者は、日常生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。
第三百十条の四 指定共同生活援助事業者は、日常生活においても通常必要となるものによる評価及び当該評価の実施状況の公表

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
6 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。
7 第二百十条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
8 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
9 第二百十条の五 指定共同生活援助事業者は、第二百十三条において読み替えて準用する第五十八条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

10 第二百十条の六 指定共同生活援助事業者は、第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合に限り、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の待遇に支障がないようにならなければならない。
11 第二百十条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
12 第二百十条の八 指定共同生活援助事業者は、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うこと）が開催されるとともに、必要な要望、助言等の意見を報告するとともに、聴く機会を設けなければならない。
13 第二百十条の九 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等の意見を提出する。
14 第二百十条の十 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

15 第二百十条の十一 指定共同生活援助事業者は、第一項の規定により準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した（サービス管理責任者の責務）。
16 第二百十条の十二 指定共同生活援助事業者は、第二百三十条において準用する第五十八条に規定する特定障害者特別給付費の額を限度とする。
17 第二百十条の十三 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
18 第二百十条の十四 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
19 第二百十条の十五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものによる評価及び当該評価の実施状況の公表

十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで及び第二百十一条の三から第二百十二条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百十三条の十一」において準用する第二百十一条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百十三条の十一」において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三第二項中「第二十一条」と、第二十三第二項中「第二百十三条の十一」において準用する第二百十三条の十一において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは、「第二百十三条の十一」において準用する第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは、「第二百十三条の十一」において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは、「第二百十三条の十一」において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは、「第二百十三条の十一」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは、「第二百十三条の十一において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは、「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）と読み替えるものとする。

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨） 第一節から第四節までの規

定期にかかわらず、外部サービス利用型指定共同

（この節の趣旨） 第一節から第四節までの規

定期にかかわらず、外部サービス利用型指定共同

生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百十三条の二十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第二百十三条の十四第一項において準用する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）及び当該指定共同生活援助事業者は、専ら外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（基本方針）

第二百十三条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を嘗むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第二百十三条の十四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「外部サービス事業者」という。）に記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。

（従業者の員数）

第二百十三条の十四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「外部サービス事業者」という。）に記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。

（従業者の員数）

第二百十三条の十五 第二百九条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

（准用）

第二百十三条の十六 第二百十条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

（内容及び手続の説明及び同意）

第二百十三条の十七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込を行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に對し、第二百十三条の十九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

（運営規程）

第二百十三条の十九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

（運営規程）

1 事業の目的及び運営の方針

2 従業者の職種、員数及び職務の内容

3 入居定員

4 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

5 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

6 入居に当たつての留意事項

7 緊急時等における対応方法

8 非常災害対策

9 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

10 虐待の防止のための措置に関する事項

11 その他運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

第二百十三条の二十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならぬ。

（従業者の員数）

第二百十三条の二十一 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならぬ。

（従業者の員数）

第二百十三条の二十二 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とす

5 定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者

は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録

（勤務体制の確保等）
しなければならない。
第二百十三条の二十一
外部サービス利用型指定

共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に、必要な協力の下に、

助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めで
おかなければならぬ。

では利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

生活援助を提供しなければならない。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行

われる性能的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されるこ

（準用）
とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十三条の二十二 第十一条、第十二条、第

十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三
条、第二十二条、第三十三条の六、第三十三条の
七

百十条の七まで、第二百十条の二から第二百十一条、第二百十一条の二及び第二百十二条の二から第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあらわれるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」とある、「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の二十一において準用する第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の二十一において準用する第五十三条の二第一項」と、第九十二条第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条规定の二十二において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条第三号中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百三十三条の二十二において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

の確保の見込みがないとして都道府県知事が定めるものであつて、障害福祉サービスが用いていないこと等により障害福祉サービスが用することが困難なものにおける生活介護する基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当訓練（機能訓練）」といふ。）、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」といふ。）は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービスA型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービス事業に関して満たすべき基準は、次条から二百二十三条までに定めるところによる。（従業者の員数）

第二百二十一条 特定基準該当障害福祉サービスを業者が特定基準該当障害福祉サービスを業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」といふ。）に置く

業者及びその員数は、次とおりとする。
一 医師 利用者に対し日常生活上の
理及び療養上の指導を行うために必

(特定基準該当生活介護を提供する事限る。)
二 看護職員 一以上 (特定基準該当生又是特定基準該当自立訓練 (機能訓練)

供する事業所に限る。)

業所における利用者に対して日常生活のに必要な機能の減退を防止するため又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）供する事業所に限る。）

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに利用者の数を六で除して得た数及びロによる利用者の数を十で除して得た数の

以上
詩三十五首
漢賦三首
書一
序二

イ 特定基準該当生活介護 特定基準該当生活介護
立訓練（機能訓練）及び特定基準該
訓練（生活訓練）の利用者

項（第二百一十五条の四において準用する場合を含む。）、第二百一十条の三第一項（第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この命令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつゝ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設」と、第一百五十三条第三項第一号本文中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所、特定旧法指定施設（通所によるものに限り、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた法附則第五十二条による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）。以下「旧知的障害者（福祉法）」といふ。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）を含む。」と、第一百五十五条第三項第一号イ中「指定共同生活援助」とあるのは「指定共同生活援助、指定旧法施設支援（通所によるものに限り、指定知的障害者通勤寮において行われるものと含む。）」と、第一百三十二条第一項中「就労継続支援」とあるのは「就労継続支援並びに法附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限り。）」と、「又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）」又は「障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）若しくは廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号）」とする。（指定療養介護事業所に置くべき従業員の員数に関する経過措置）

員（看護師若しくは准看護師又は看護補助者をいう。以下この条において同じ。）が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

2 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前までの間、厚生労働大臣が定める者に対し指定療養介護を提供する指定生活介護事業所について、第五十条第一項第三号中「利用者の数を四で除した数以上」とあるのは、「利用者の厚生労働大臣が定める者を除く。」の数を四で除した数及び厚生労働大臣が定める者の数を六で除した数を合計した数以上とする。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

第四条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第七十八条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイからハまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数

イ 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

（指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等に関する経過措置）

第五条 施行日において現に存する指定児童デイサービス事業所（以下「旧指定児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数については、第九十七条の規定にかかわ

らず、当分の間、この省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十号。以下「旧指定基準」という）第五十六条に定める基準によることができる。

（1） 旧指定児童デイサービス事業所について
は、当分の間、第百条の規定は適用しない。
（2） 旧指定児童デイサービス事業所については、
第百七条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかるわらず、当分の間、旧指定基準第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。
（3） 基準該当児童デイサービス事業所に置くべき従業員及びその員数等に関する経過措置

第六条 施行日において現に存する基準該当児童デイサービス事業所（以下「旧基準該当児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業員及びその員数については、第八十条の規定にかかるわらず、当分の間、旧指定基準第七十条に定める基準によることができる。

（1） 旧基準該当児童デイサービス事業所について
は、当分の間、第百十条の規定は適用しない。
（2） 旧基準該当児童デイサービス事業所については、
第百一条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかるわらず、当分の間、旧指定基準第七十三条において準用する第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

（地域移行支援型ホームの特例）

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第二百十条第一項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行つることができる。

（1） 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害

福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行なうものであること。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等（以下「二百十三条の二十六において準用する場合を含む。」）の規定を適用する場合においては、第二百十条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第七条の二 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならぬ。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

第八条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

第九条 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第十条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第二百十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同一条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第五

項目中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置）

第十二条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

（施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第十三条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」とい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第二百十条第一項（第二百十三条の二十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるところができる。

（第二百十三条の二十六において準用する場合を含む。）の規定にかかると、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行なうことができる。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における從業者の員数に関する特例）

第十四条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第二百十三条において準用する第五十八条及び第二百十一条第三項の規定は適用しない。

（施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行う場合を含む。）の規定にかかるところができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同一条第六号に規定する区分五又は同一条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。）には、第二百八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以後も引き続き入居していること

二 生活支援員を置くことが困難であること

（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例）

第十六条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第二百十三条において準用する第五十八条及び第二百十一条第三項の規定は適用しない。

（施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

第十七条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第二百十条第七項及び第八項（これらの規定を第二百十三条の二十六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、旧指定基準第二百九条第一項及び第三項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十八条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同一条第六号に規定する区分五又は同一条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。）には、第二百八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

る場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一号に規定する区分四、同一条第六号に規定する区分五又は同一条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。）には、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

（施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第二百十条（第二百十三条の二十六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第二百十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同一条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)
第二十一条 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお從前の例により運営をすることができるとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生省令第八十六号）以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第二号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設（うち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。））（以下「旧知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者入所授産施設に限る。」）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第六十一条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）指定知的障害者更生施設（以下「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。））にあっては、「二人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人」）

人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。
第二十一条 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第一百六十八条第三項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。
(指定就労継続支援A型に関する経過措置)
第二十二条 施行日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお前述の例により運営をことができるなどされた旧身体障害者、障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く)において、指定就労継続支援A型を行う場合については、第百九十六条の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、同条の規定は適用しない。
(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの(除く)。において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行なう場合におけるこれらの施設の建物についても、当分の間、第五十二条第一項、第八十一条第一項(第一百五十八条及び第一百七十九条において準用する場合を含む)、第六百六十八条规定第一項又は第八百八十八条第一項(第二百条において準用する場合を含む)に規定する多目的室を設けないことができる。

(従たる事業所に関する経過措置)

第二十三条 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定就労継続支援B型の事業、指定就労移行支援の事業、指定就効継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行なう場合において、施行日において現に存する分場(整備省令による改正前の施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の第一項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したもの(除く))を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行なう事業所として設置する場合には、当分の間、第七十九条第二項(第一百五十七条、第一百六十七条、第一百七十七条、第八百八十七条及び第一百九十九条において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならぬ。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四四号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八二号)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五六号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(単独型事業所に置くべき生活支援員の員数に関する経過措置)
第二条 平成二十一年三月三十一日において現に存する第百十五条第三項に規定する単独型事業所に相当する指定短期入所事業所については、この省令による改正後の第百十五条第三項の規定は、平成二十四年三月三十一日までの間、適用しない。
附 則 (平成二一年七月一五日厚生労働省令第一二九号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二一年七月一五日厚生労働省令第一三〇号)
この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 (平成二二年六月一日厚生労働省令第七五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年六月一日厚生労働省令第六八号)
この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。
附 則 (平成二三年九月一二日厚生労働省令第一一六号)
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則 (平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号) 抄
(施行期日)
附 則 (平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号) 抄
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十八日厚生労働省令第四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十五回)第十三条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、この省令の施行の際現に第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五章第五節に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たしている事業所については、当該基準を満たしていないことをもって、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)第二章に規定する児童発達支援に係る基準及び同令第四章に規定する放課後等デイサービスに係る基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則 (平成二十四年九月五日厚生労働省令第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十四年九月一三日厚生労働省令第一二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二四日厚生労働省令第一二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月一八日厚生労働省令第四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月一八日厚生労働省令第五条) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年七月一日厚生労働省令第九〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

二百十三条の二十第四項の規定を適用する場合においては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

附 則 (平成二六年一月二三日厚生労働省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一三日厚生労働省令第一二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月二十五日厚生労働省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一六日厚生労働省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一八日厚生労働省令第六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)附則第一条第六号に掲げる施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年一月九日厚生労働省令第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月一八日厚生労働省令第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二二日厚生労働省令第三一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年三月二二日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二二日厚生労働省令第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年三月二二日から施行する。

規定による改正後の福祉ホーム基準（以下「新福祉ホーム基準」という。）第二条第四項及び第十七条の二、第七条の規定による改正後の障害者支援施設等基準（以下「新障害者支援施設等基準」という。）第三条第三項及び第四十三条の二、第八条の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第三条第四項及び第四十五条第二項新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三条第四項及び第四十二条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第四項、第三十六条の二（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第四項、第十三条の規定による改正後の指定計画相談支援基準（以下「新指定計画相談支援基準」という。）第十七条及び第二十八条の二並びに第十四条の規定による改正後の指定障害児相談支援基準（以下「新指定障害児相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八条の二の規定の適用については、「これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とある。

障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む)、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む)、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホームページ基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十三条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む)、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十条第二項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これららの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第一条 この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条规定第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の一、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十二条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）

附 則（令和六年一月二十五日内閣府・厚生労働省令第三号）

（施行期日）

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十条の七（新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十二）において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二百十三条の十

の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準第二百十条の七第二項及び第三項並びに第二百十三条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなけば」と、新指定障害福祉サービス基準第二百十条の七第四項及び第二百十三条の十第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。